

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 高校教育室 1頁

規 則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年一月十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十五号

三重県立学校の管理運営規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「二十」を「二十二」に改める。

別表一（第二条関係）中

三重県立四日市工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、電子工学科、工業化学科、建築科、セラミック科、自動車科	を
	定時制	システム工学科、建築科、自動車科	
三重県立四日市工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、電子工学科、建築科、物質工学科、自動車科	に
	定時制	システム工学科、建築科、自動車科	
三重県立神戸高等学校	全日制	普通科、理数科、商業科	を
	定時制	普通科	
三重県立神戸高等学校	全日制	普通科、理数科	に
	定時制	普通科	
三重県立白子高等学校	全日制	普通科、生活国際科	を
三重県立白子高等学校	全日制	普通科、生活創造科	に

三重県立津商業高等学校	全日制	国際会計科、ビジネス入科、情報システム科	を
三重県立津商業高等学校	全日制	ビジネス入科、情報システム科	に
三重県立みえ夢学園高等学校	定時制	総合学科、普通科、商業科	を
三重県立みえ夢学園高等学校	定時制	総合学科、普通科	に
三重県立上野商業高等学校	全日制	普通科、商業科、情報経済科、健康生活科、福祉科	を
三重県立上野商業高等学校	全日制	普通科、情報ビジネス入科、健康生活科、福祉科	に
三重県立上野工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、建築科、インテリア科	を
三重県立上野工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、住環境工学科	に
三重県立鳥羽高等学校	全日制 定時制	普通科 普通科	を
三重県立鳥羽高等学校	全日制 定時制	総合学科 普通科	に
三重県立水産高等学校	全日制 全日制	普通科、海洋科、水産製造・増殖科、機関科	を 漁業専攻科、 機関専攻科
三重県立水産高等学校	全日制 全日制	海洋科、水産製造・増殖科、機関科	に 漁業専攻科、 機関専攻科
三重県立尾鷲高等学校	全日制 定時制	普通科、情報ビジネス入科、システム工学科 普通科	を

三重県立尾鷲高等学校 長島分校	全日制	普通科、情報ビジネス科、システム工学科
	定時制	普通科
	全日制	普通科

に改める。

別表三（第十一条関係）中

三重県立長島高等学校	紀伊長島町立紀北中学校 紀伊長島町立赤羽中学校 紀勢町立錦中学校
------------	--

を

三重県立長島高等学校 三重県立尾鷲高等学校長島分校	紀伊長島町立紀北中学校 紀伊長島町立赤羽中学校 紀勢町立錦中学校
------------------------------	--

に改める。

別表四（第五十二条の二関係）中

三重県立南伊勢高等学校

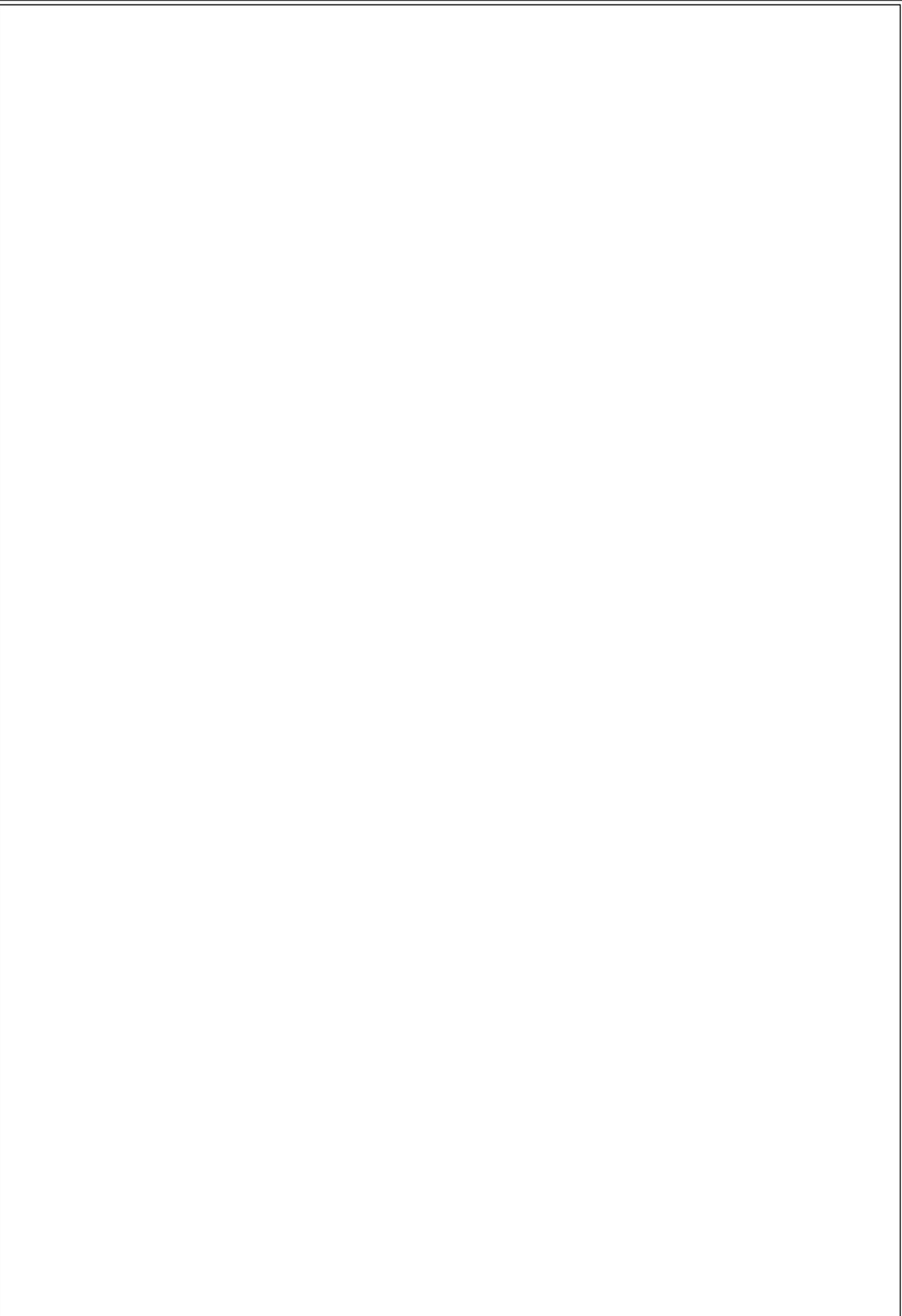
を

三重県立南伊勢高等学校 三重県立尾鷲高等学校

に改める。

附 則

- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 三重県立四日市工業高等学校工業化学科、同セラミックス科、三重県立神戸高等学校商業科、三重県立白子高等学校生活国際科、三重県立津商業高等学校国際会計科、三重県立みえ夢学園高等学校商業科、三重県立上野商業高等学校商業科、同情報経済科、三重県立上野工業高等学校建築科、同インテリア科、三重県立鳥羽高等学校全日制普通科、三重県立水産高等学校普通科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社